

平成30年度介護事業者協同化促進事業実施要綱

1 目的

介護事業者協同化促進事業は、北海道における介護サービス事業を行う事業協同組合設立の支援を行い、協同化のメリットによる働きやすい職場環境を提供することにより、介護従事者の人材確保・資質向上を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この要綱において、「介護サービス事業」とは、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。）第8条第1項に規定する居宅サービス、同条第14項に規定する地域密着型サービス、同条第25項に規定する施設サービス、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号）第4条の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定により、なおその効力を有するものとされた法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設、法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス、法第42条第1項第2号に規定する基準該当 居宅サービス、同項第3号に規定する離島等における相当サービス、法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービス及び同項第3号に規定する離島等における相当サービスを行う事業をいう。
- (2) この要綱において、「事業協同組合」とは、中小企業等協同組合法（昭和24年6月1日法律第181号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する事業協同組合のことをいう。
- (3) この要綱において、「組合員」とは、法第5条に規定する組合員のことをいう。

3 事業内容

- (1) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合の設立発起人会の開催から設立までの設立準備事業
- (2) 中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合設立後の運営事業

4 実施主体

平成30年度に設立する北海道内で介護サービス事業を行う者を組合員とした事業協同組合とする。

- 5 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は別に定める。